

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARは、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合で採択した憲章（Charter）において、活動目的として以下の①～③を定め、その後、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

（2）組織

IFIARは、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、平成30(2018)年3月時点での加盟国数は、52か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合（Plenary Meeting）において行われる。本会合は、平成29(2017)年4月の東京本会合まで、17回の本会合が開催されている（P157資料4－6参照）。

IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成 30(2018)年 3 月末現在、議長国はカナダ、副議長国はスイスとなっている。

平成 29(2017)年 4 月には常設的な事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、平成 30(2018)年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、(4) イにおいて詳しく述べる。

≪ IFIAR の組織図 (平成 30(2018)年 3 月末現在) ≫



(3) 東京における IFIAR 事務局の開設

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、平成 26(2014)年 4 月の第 14 回ワシントン本会合において常設的な事務局の設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年 1 月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。審査会及び金融庁のみならず官邸を含めた政府一丸となった招致活動、民間経済団体や監査に関する各団体等からの招致支援声明などの協力があつた結果、平成 28(2016)年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において事務局の東京設置が決定され (P104 資料 4-1 参照)、平成 29(2017)年 4 月に事務局が開設された。

また、平成 28(2016)年 12 月、事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図ることを目的として、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された（P159 資料 4－8 参照）。

（４）活動状況

ア 本会合等における活動

（ア）第 17 回東京本会合

平成 29(2017)年 4 月 4 日から 6 日までの日程で、第 17 回本会合が審査会・金融庁の主催で東京において開催された（P127 資料 4－3 参照）。

当該会合では、事務局の開所式のほか、22 の国・地域の監査監督当局が参加する多国間情報交換枠組み（MMOU）（P105 資料 4－2 参照）の署名式が行われるとともに、投資家・利害関係者ワーキング・グループが作成した報告書「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」（P134 資料 4－5 参照）が公表された。また、基準設定主体（国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants））及び公益監視委員会（PIOB：Public Interest Oversight Board）の代表と、基準設定がどのように監査品質の向上に資するかにつき議論した。さらに、6 大監査ネットワーク（注）の CEO と監査品質に関する議論を行った（P127 資料 4－3 参照）。

（注）6 大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

（イ） 代表理事会

平成 27(2015)年、IFIAR は国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（理事会）による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017)年 4 月に IFIAR は代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会（Advisory Council）は廃止された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の最大 16 名で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任した。

代表理事会においては、IFIAR における戦略計画（Strategic Plan）や、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平

成 29(2017) 年度においては、4 月 7 日に東京会合が、10 月 19 日及び 20 日にトロント会合が、平成 30(2018) 年 1 月 22 日及び 23 日にチューリヒ会合が開催された。

(ウ) 検査指摘事項報告書

IFIAR は、平成 24(2012) 年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による 6 大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している (P131 資料 4-4 参照)。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

6 回目となった平成 29(2017) 年調査には、42 当局が参加 (IFIAR メンバー国の総数は、平成 30(2018) 年 3 月末現在、52 か国)。平成 29(2017) 年調査では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の指摘率は 40% であり、平成 28(2016) 年調査の 42% に比べて僅かに減少した。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による協同検査を実施することが提案され、日本 (審査会) 主導で、平成 27(2015) 年及び平成 28(2016) 年に実施されている。

本ワーキング・グループ会合は、平成 29(2017) 年度においては、10 月 16 日から 18 日までの日程でトロント会合が、平成 30(2018) 年 3 月 13 日から 15 日までの日程でアムステルダム会合が開催され、監査法人のデータアナリティクスへの取組、カルチャー、サイバーセキュリティ、指摘率削減に関する次の取組等について議論が行われた。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

IAASB 及び IESBA が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している（P158 資料 4-7 参照）。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成 19(2007)年の第 1 回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 12 回検査ワークショップ会合は、平成 30(2018)年 2 月 20 日から 22 日の日程で、スリランカ会計監査基準監視委員会（SLAASMB：Sri Lanka Accounting and Auditing Standards Monitoring Board）の主催により開催され、日本を含め 41 か国・地域から 112 名の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官 2 名をパネリストとして派遣した。

（エ）投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

当ワーキング・グループは、「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」と題する報告書（P134 資料 4-5 参照）のとりまとめを行っており、当報告書は平成 29(2017)年 4 月 7 日、IFIAR の文書として公表された。

（オ）国際協力ワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、MMOU の策定等を行っている。

MMOU については、平成 27(2015)年 6 月に最終化し、平成 29(2017)年 4 月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む 22 の国・地域の監査監督当局が MMOU の署名当局となった（P105 資料 4-2 参照）。

このほか、当ワーキング・グループにおいては、監査法人のパートナーの国際的活動に対する障害についての調査や、監査監督当局における監督カレッジの活用に関する調査等を行っている。

（カ）執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組

について情報交換等を行うことを目的としている。

なお、当ワーキング・グループが設立された平成 25(2013)年 7 月から平成 29(2017)年 4 月までの間は日本が議長を務めた。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み（注）を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会及び金融庁は、平成 29(2017)年 12 月 22 日に中国財政部との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、日中間において監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となるとともに、日本企業の中国本土におけるパンダ債発行に必要な環境が整備されることとなった（P160 資料 4－9 参照）。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- ・カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- ・マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- ・オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）
- ・ルクセンブルク金融監督委員会（CSSF：the Commission de Surveillance du Secteur Financier）
- ・英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）
- ・フランス会計監査役高等評議会（H3C：Haut Conseil du commissariat aux comptes）
- ・中国財政部（MoF：Ministry of Finance）

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。

こうした中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

また、会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として

国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

このような視点から、監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うなど、引き続き各国の監査監督当局との連携強化、東京に事務局が開設された IFIAR の活動への積極的貢献を通じた多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。

また、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。